

判決年月日	平成26年9月11日	担当部	知的財産高等裁判所 第3部
事件番号	平成25年（行ケ）第10275号		
○ 発明の名称を「加硫ゴム組成物、空気入りタイヤおよびこれらの製造方法」とする特許の無効審判請求不成立審決について、審決には、請求項の一部に係る発明に関して、引用発明との相違点に係る構成の容易想到性の判断に誤りがあるとして、審決を一部取り消した事例。			

（関連条文）特許法29条2項

（関連する権利番号等）無効2013－800034号（審判），特許第4581116号（本件特許），特開平9－221501号公報（甲1文献），特表2002－524618号公報（甲3文献）

- 1 本件は、原告が、発明の名称を「加硫ゴム組成物、空気入りタイヤおよびこれらの製造方法」とする被告の特許（特許第4581116号。請求項の数は14）についての無効審判請求不成立審決の取消しを求める事案である。

原告は、審決には、①甲3文献（特表2002－524618号公報）に記載の発明（甲3発明AないしB）を引用発明とする本件発明1ないし3及び5ないし14（以下「本件発明1等」という。）の進歩性の判断の誤り、②甲1文献（特開平9－221501号公報）に記載の発明（甲1発明）を引用発明とする本件発明4の進歩性の判断の誤りなどがあると主張した。

- 2 本件発明1と甲3発明Aとは、「ゴム成分と、化学変性マイクロフィブリルセルロースと、を含有する加硫ゴム組成物」である点で一致し、ゴム成分が、本件発明1は天然ゴム、変性天然ゴム、アクリロニトリルブタジエンゴム及びポリブタジエンゴム（以下「天然ゴム等」という。）の少なくともいずれかであるのに対し、甲3発明Aはスチレン－ブタジエンコポリマー（SBR）である点で相違する。

また、本件発明8と甲3発明Bとは、「ゴム成分と化学変性マイクロフィブリルセルロースとを含む加硫ゴム組成物の製造方法」である点で一致し、本件発明8は天然ゴム等のうち少なくとも1種類を含むゴムラテックスに、化学変性マイクロフィブリルセルロースを所定量混合等してマスターバッチを調製することを特定事項とするのに対し、甲3発明Bはこのようなマスターバッチの調製に係る特定事項を有しない点で相違する。

さらに、本件発明4と甲1発明とは、「天然ゴムからなるゴム成分と、セルロースを化学変性したものと、を含有する加硫ゴム組成物」である点で一致し、セルロースを化学変性したものについて、本件発明4は平均繊維径が4nm～1μmの化学変性マイクロフィブリルセルロースであるのに対し、甲1発明は平均粒子径37μm又は88μmのセルロースパウダーや木粉を用いた表面アシル化セルロース等であって、平均繊維径についての特定がない点で相違する。

3 本判決は、要旨次のとおり判示し、本件発明1及び8が甲3発明AないしBから容易に想到し得ないとの審決の判断、及びこれを前提とする本件発明1等のその余についての容易想到性の判断には誤りがあるが、本件発明4が甲1発明から容易に想到し得ないとの審決の判断には誤りはないと判断し、審決のうち本件発明1等についての特許に対する無効審判請求を不成立とした部分を取り消し、原告のその余の請求を棄却した。

(1) 本件発明1の容易想到性について

甲3発明Aの認定の基礎とされた甲3文献の実施例8は、甲3文献の開示する技術思想（エラストマーなどの媒体中に強化充填剤として分散混合されるセルロースマイクロファイブрилは疎水性の有機媒体中での分散性が悪いという欠点を克服するため、これを疎水性化した変性マイクロファイブрилとするというもの）を、疎水性媒体にSBRを用いて具体化したものと認められる。そして、上記技術思想の作用機序は疎水性媒体一般に対して妥当するものと理解することができ、甲3文献に接した当業者であれば、変性セルロースマイクロファイブрилを強化充填剤として用いるべき疎水性媒体として、SBRに限らず、様々なポリマー等の疎水性媒体を用いることができることを、ごく自然に認識するはずである。そして、天然ゴム等は、SBRと並んで周知のゴム成分、つまり疎水性媒体であって、各種成形品の材料として慣用されるものである。

よって、甲3発明AにおけるSBRに代えて、天然ゴム等を用いることは、当業者が容易に想到し得ることである。

(2) 本件発明8の容易想到性について

前記(1)によれば、甲3発明BのSBRを天然ゴム等に置換することの動機付けが存在するということができるし、マスターバッチ調製技術は、ゴム等への強化充填剤その他の配合物の分散性向上のための常套手段であるから、甲3発明Bにマスターバッチ調製技術を組み合わせることは、当業者が適宜なし得ることである。

したがって、本件発明8は、甲3発明B及び周知技術に基づいて、当業者が容易に想到し得たものである。

(3) 本件発明4の容易想到性について

甲1文献は、ゴム成形品等の配合材料として使用した場合、成形物等における強度等が改善されるセルロースを提供するという課題を、セルロースの表面を選択的にアシル化し、樹脂材料との親和性を改善することによって解決することを開示しており、用いるセルロースについては、粒子状で、平均粒子径を10ないし100 μm と特定し、その範囲外のものは好ましくない旨の記載があるから、甲1発明のセルロースについて、それ以外の形状のものに置き換えることが動機付けられるものではない。

したがって、当業者にとって、甲1発明のセルロースパウダーや木粉を、甲3文献に記載された平均直径が0.001ないし0.05 μm の繊維状のセルロースに置換することは容易になし得ることということとはできない。